



ながさき

トラック広報

2025

4

NO.575

トピックス

- ◎ 物流改正法に関する説明会
- ◎ 安全性評価事業（Gマーク）に係る事前説明会
- ◎ 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会
- ◎ 春の全国交通安全運動
- ◎ 永年勤続表彰の推薦について

（公社）長崎県トラック協会

〒851-0131 長崎市松原町2651-3

TEL 095-838-2281

FAX 095-839-8508

URL <http://www.nata.or.jp>



目次

2025

4

1. 令和7年度物流改正法に関する説明会の開催について	1
2. 令和7年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク）に係る 事前説明会の開催について	2
3. 「長崎県トラック協会重量部会設立総会」開催報告	3
4. 「トラック物流2024年問題」に関するオンライン説明会	4
5. 令和7年春の全国交通安全運動の実施について	5
6. 行政だより	
○ 車両データ収集ご協力をお願い～長崎県警察本部～	12
○ 定期点検整備促進運動の実施等について	13
○ 2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う警備協力について	17
7. 全ト協だより	
○ 違法な白トラ行為（無許可運送）に関する情報提供のお願い	18
○ 近代化基金融資貸出金利の変更について	20
○ 軽油価格の調査結果（1月分）	21
8. 事故対だより	
○ 2025年度（令和7年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について	22
○ 2025年度（令和7年度）運行管理者等《一般講習》の開催について	24
9. 協会だより	
○ 第4回総務委員会の開催状況について	26
○ 第4回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について	27
○ 協会永年勤続表彰規程による表彰資格者の推薦について	28
○ 運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について	30
○ 令和7年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について	32
○ 適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について	33
10. ドライバー体験記 ～飲酒運転は犯罪！～	37
11. 陸災防だより	
○ 技能講習情報	38
○ 陸運と安全衛生	39
12. 交通共済コーナー	
○ 交通共済加入のおすすめ	43
13. 諫早T・Sのご案内	45

表紙写真：平戸城 長崎県平戸市岩の上町1458

山鹿流築城法により約15年をかけて享保3年（1718）に完成した平戸城。本丸に、御殿のあった二の丸、三の丸、白浜廓などから成る平戸藩主松浦〔まつら〕氏の居城で、別名亀岡城とも呼ばれた。現在、一帯は亀岡公園として整備され、本丸に立つ天守閣は昭和37年（1962）に乾櫓や地蔵坂櫓などとともに復元された。天守閣内部には4世紀頃の「環頭の太刀〔かんとうのたち〕」（国指定重要文化財）をはじめ、平戸藩ゆかりの武具などの文化財や遺品が多く展示されている。天守閣最上階の展望室からは平戸市街や平戸港、遠くは壱岐の島々まで見渡せる。

重 要

令和7年3月26日

会員各位

(公社)長崎県トラック協会

令和7年度物流改正法に関する説明会の開催について（ご案内）

平素より当協会の事業運営に、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当協会では、令和7年4月に施行される物流改正法による荷主・トラック運送事業者等に対する規制措置（書面交付の義務化、実運送体制管理簿の作成等）について、改正内容の円滑な対応が行えるよう、今般の改正法の趣旨や事業者が取り組むべき措置などを解説する標記説明会を開催いたします。

つきましては、ご多用の折りとは存じますが、是非ともご参加賜りますようお願いいたします。

記

【開催日時等】

	開催日時	開催場所	定員
A	4月21日(月)14:00～15:30	ホテルニュー長崎（長崎市大黒町14-5）	70名
B	4月23日(水)14:00～15:30	レオプラザホテル佐世保（佐世保市三浦町4-28）	90名
C	4月24日(木)14:00～15:30	ホテルセンリュウ（諫早市永昌東町13-29）	60名

※参加者多数の場合は1社1名に調整させて頂く場合があります。

【内容】 ①新物効法について ②改正貨物自動車運送事業法について

【講師】 国土交通省 九州運輸局及び長崎運輸支局 担当官

【対象】 トラック運送事業者（協会会員）、荷主企業担当者

【主催】 （公社）全日本トラック協会、（公社）長崎県トラック協会

【申込方法】 本紙下部「参加申込書」か「申込用QRコード」によりお申込み下さい。

【お問合せ先】（公社）長崎県トラック協会 業務課（TEL：095-838-2281）

申込用QRコード



— 説明会参加申込書 —

出席を希望する会場（丸を付してください）

A 長崎会場(4/21) ・ B 佐世保会場(4/23) ・ C 諫早会場(4/24)

出席される方についてご記入ください。

会社名： _____ お名前： _____ 連絡先： _____

※電話番号またはE-mail

質問事項(時間の制約により、事前に頂いた質問を優先して回答させていただきます)

令和7年度貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク)に係る
事前説明会の開催について

本説明会につきましては、認定機関である（公社）全日本トラック協会のYouTube配信による説明会として開催いたします。

新規取得及び更新の対象となる事業所におかれましては、可能な限り参加頂きますようご案内申し上げます。

なお、参加希望の場合は、下記「参加申込書」に必要事項をご記入の上、
令和7年5月27日(火)までにFAXにてお申込み頂きますようお願い致します。
敬具

記

- 1 日時 令和7年6月3日(火) 14時00分～16時00分(予定)
- 2 場所 (公社)長崎県トラック協会「研修会館」
長崎市松原町2651-3
- 3 内容 (1) 2025年度貨物自動車運送事業安全性評価事業の申請概要について
(2) Gマーク申請時におけるポイントについて（県ト協説明）

お問い合わせ先：公益社団法人長崎県トラック協会
適正化事業部(担当：里・岩崎・今川) TEL：095-838-2281

参加申込書

(公社)長崎県トラック協会適正化事業部 行(FAX：095-839-8508)

会社名	営業所名	氏名
(連絡先)		

※ご記入頂いた個人情報については、本説明会以外の目的には使用致しません。

「長崎県トラック協会 重量部会設立総会」開催報告

長崎県トラック協会重量部会は、令和7年3月7日(金)にホテルニュー長崎（長崎市）にて設立総会を開催いたしました。

設立総会には、開催日時点での会員13名（13社）のうち9社10名が出席いたしました。

総会では、第1号議案 役員の選任、第2号議案 令和7年度事業計画（案）、第3号議案 令和7年度収支予算（案）について議案審議が行われ、すべて可決となりました。

総会後には、部会員同士の親睦を深めるため懇親会を開催し、来賓として県ト協山田常務理事、塩塚敬引越専門部会長、松尾康平食料品部会長に出席頂きました。

役員名簿

区分	支部名	氏名	会社名
部会長	東彼	古川 智憲	株式会社東部運輸
副部会長	諫早	溝口 悟	協業組合諫早輸送センター
	大村	鈴木 義行	株式会社鈴木建設
理事	長崎	菅藤 友	九州運輸機工株式会社
	佐世保	境 竜馬	株式会社深町組
監事	長崎	荒木慎太郎	有限会社和興



古川智憲 部会長

部会員名簿（R7.3現在）

No.	支部	部会員名	所属	所属役職
1	長崎	菅藤 友	九州運輸機工 株式会社	代表取締役社長
2		三浦 功	長崎運送 株式会社	部長代理
3		荒木慎太郎	有限会社 和興	代表取締役
4	諫早	溝口 悟	協業組合 諫早輸送センター	営業部長
5		濱田 賢吾	濱田建設工業 株式会社	代表取締役
6		本多 俊博	株式会社 南原	統括部長
7	大村	鈴木 義行	株式会社 鈴木建設	代表取締役
8	東彼	古川 智憲	株式会社 東部運輸	代表取締役
9		山口 裕介	株式会社 ヤマブル	常務取締役
10	佐世保	境 竜馬	株式会社 深町組	専務取締役
11		前田 健智	株式会社 峰成流通産業	代表取締役社長
12		岩佐 浩二	株式会社 崎戸運送	営業部長
13	北松	今里 龍一	有限会社 今里産業	代表取締役

国土交通省トラック荷主特別対策室主催

「トラック物流2024年問題」

に関する**オンライン説明会【第21回】**開催

開催日時：令和7年4月25日(金) 10:00,15:00（同日2回開催）

事前アンケートページ

開催の都度、物流改善に向けたアンケートを実施しています。是非ご協力ください。



直接参加用
二次元バーコード

（ご提供している情報（一部））

- ・改正物流効率化法、貨物自動車運送事業法施行に関する最新情報
 - ・標準的な運賃・料金改正、標準運送約款改正について
 - ・トラック運送の原価計算、価格交渉（運賃交渉）ノウハウ・事例紹介
 - ・各トラック運送事業者、荷主事業者等参加者の問題意識共有。取組みご紹介 など
- 運賃交渉に活用いただける資料なども提供しています！

（今月のNEWS）改正トラック法一部施行（契約内容の文書化）について

書面に記載しなければならない事項（①～②は法律記載事項、③～④は省令記載事項）

- ① 運送の役務の内容及び対価
- ② 運送契約に運送の役務以外の役務（荷役作業、附帯業務等）が含まれる場合には、その内容及び対価
- ③ その他特別に生じる費用に係る料金（例：有料道路利用料、燃料サーチャージなど）
- ④ 運送契約の当事者の氏名又は名称及び住所
- ⑤ 運賃・料金の支払方法
- ⑥ 書面の交付年月日

＜パターン1：貨物自動車運送事業者のみが運送を受託しているケース＞

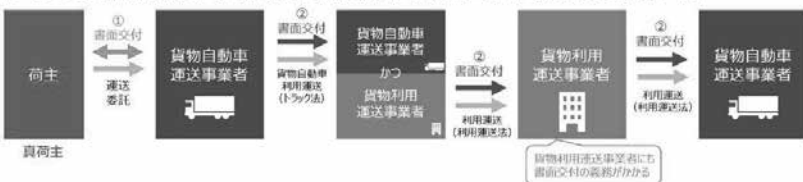


- ①：第12条の規定に基づく書面交付（荷主とトラック事業者）
- ②：第24条の規定に基づく書面交付（トラック事業者・利用運送事業者）

＜パターン2：荷主から運送を受託しているのが貨物利用運送事業者であるケース＞



＜パターン3：貨物自動車運送事業者から貨物利用運送事業者への運送委託が含まれるケース＞



○メール本文に法定事項を記載して送付する場合の記載例（※※※は法定事項）

真荷主→トラック事業者	メール送付	トラック事業者→真荷主	メール送付
送付人：*****@*****.co.jp 送付日時：2025年4月1日 火曜日 10:57 宛先：*****@*****.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍庫1室 O〇食品 〇〇運輸部 御中 下記のとおりお願いいたします。 業務等：冷凍庫1室、貸切運送 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4.5トン（〇〇食品 A工場） 積出：4.5トン（〇〇食品 B工場） 積込作業の要：有、30分程度 積出作業の要：有、30分程度 積込・積出の場所：〇〇食品 A工場 積込・積出の時間：15時～18時30分、倉庫内における 積込・積出の人員：〇〇食品 A工場 運送保険加入の要：無 運賃 50,000 円 有料道路利用料（税込） 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込・積出の要 5,000 円 積出作業料 3,000 円 消費税 4,000 円 合計 70,000 円 支払方法：前 4.4 銀行振込 *****@*****.co.jp ***** 様 宛先：*****@*****.co.jp TEL: 028-111-1111 / FAX: 028-222-2222		送付人：*****@*****.co.jp 送付日時：2025年4月1日 火曜日 13:25 宛先：*****@*****.co.jp 件名：【運送依頼】冷凍食品1トン輸送のため 冷凍庫1室 O〇食品 〇〇運輸部 御中 下記のとおりお願いいたします。 業務等：冷凍庫1室、貸切運送 品名：冷凍食品1トン（10パレット） 積込：4.5トン（〇〇食品 A工場） 積出：4.5トン（〇〇食品 B工場） 積込作業の要：有、30分程度 積出作業の要：有、30分程度 積込・積出の場所：〇〇食品 A工場 積込・積出の時間：15時～18時30分、倉庫内における 積込・積出の人員：〇〇食品 A工場 運送保険加入の要：無 運賃 50,000 円 有料道路利用料（税込） 4,000 円 燃料サーチャージ 2,000 円 積込・積出の要 5,000 円 積出作業料 3,000 円 消費税 4,000 円 合計 70,000 円 支払方法：前 4.4 銀行振込 *****@*****.co.jp ***** 様 宛先：*****@*****.co.jp TEL: 028-111-1111 / FAX: 028-222-2222	

「いつも荷待ちをさせられる
「こんな作業までさせられている。」
「運賃交渉に応じない。」

などの荷主等に関する
お困りごとは、**目安箱**への
投稿をお願いします。



目安箱リンク

令和7年 春の全国交通安全運動の実施

4月6日(日)～4月15日(火)

てをあげて くるまにおしらせ ぼくはここ

本県における令和6年中の交通事故の発生状況をみると、発生件数2,416件（前年比－223件）、死者数26人（前年比－10人）、負傷者数2,983人（前年比－334人）であり、発生件数、死者数、負傷者数いずれも前年より減少傾向にありました。

これから気候も良くなり、子供や高齢者の外出をはじめ、人とともに車の交通量も多くなり、交通事故の多発が懸念されるところです。

会員事業所におかれては、春の全国交通安全運動を契機に交通事故「0」を目指し、次の実施要領に基づき、交通事故の防止に積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。



交通安全啓発図画コンクール最優秀作品（令和6年度県知事賞）

五島市立緑丘小学校2年生（当時） 下村 歩嵩さんの作品

重 点

- こどもを始めとする歩行者が安全に通行できる道路交通環境の確保と正しい横断方法の実践
- 歩行者優先意識の徹底とながら運転等の根絶やシートベルト・チャイルドシートの適切な使用の促進
- 自転車・特定小型原動機付自転車利用時のヘルメット着用と交通ルールの遵守の徹底

本運動の実施結果報告書は4月25日(金)までに県ト協に郵送(FAX可)して下さい。

令和7年春の全国交通安全運動実施要領

(公社)長崎県トラック協会

1 目 的

当協会は、長崎県交通安全推進県民協議会が定めた「令和7年春の全国交通安全運動実施要綱」及び長崎運輸支局自動車事故防止推進協議会並びに(公社)全日本トラック協会が定めた同実施要綱・実施計画に基づき、独自の実施要領を策定し、本運動の効果的推進を図ることを目的とする。

2 実施期間

令和7年4月6日(日)～4月15日(火)

3 重点実施事項

- (1) 事業用自動車等の安全運行の確保
- (2) 車両の安全対策の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底
- (4) 事業用自動車の事故等の情報の提供
- (5) 夕暮れ時等における自動車事故防止の促進
- (6) 「脇見・ぼんやり運転防止運動」の推進
- (7) 子供と高齢歩行者の交通事故防止
- (8) 飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶
- (9) 広報活動の推進

実 施 細 目

1. 事業用自動車等の安全運行の確保

事業者及び統括運行管理者・運行管理者(以下「事業者等」という。)は、運転者に対し、次の事項を重点においた安全運行の徹底について指導する。

(1) 運行管理の徹底

- ① 運輸安全マネジメント制度の徹底の為、輸送の安全が最優先であるという意識を事業者内部で浸透させ、経営トップから現場の運転者に至るまで組織が一体となって輸送の安全性の向上に努めるよう意識の高揚を図る。
- ② 事業者等は、運転者に対し講習会等を開催し安全運行の徹底について指導する。
- ③ 事業者等は、運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」に基づき、運転者の疾病等の状況、医薬品の服用状況等、健康状態を把握するとともに、異常が認められた場合には、運転者を交替

させるなど適切な運行管理を図る。

- ④ 事業者等は、運行経路、運行時間、休憩地点等を含む適切な運行指示書の作成や長距離運転または夜間の運転に従事する際の交代運転者の配置等、適切な運行計画及び乗車割の作成を行い、運転者に対し労働基準法及び改善基準を遵守させるよう改めて周知徹底を図り、過労運転及び睡眠不足による事故防止、「睡眠時無呼吸症候群」等健康状態に起因する事故の防止に努めるとともに、運行計画はできるだけ事前に運転者に明示して体調を整えさせる。また、運転者に対し職務の重要性を認識させ、健康保持について日常から自主管理を徹底させる。
- ⑤ 事業者等は、飲酒・疾病・疲労・睡眠不足その他健康状態により、安全運行ができないおそれがある運転者を乗務させないため、厳正な点呼及び指導監督の確実な実施等運行管理を徹底する。
- ⑥ 事業者等は、悪質危険な運転行為・事故及び交通違反を繰返している運転者、高齢運転者及び初任運転者に対して適性診断を受診させ、診断結果に基づいた助言指導を行うよう徹底する。
- ⑦ 事業者等は、運転者に対して乗務中の携帯電話による通話やスマートフォンの操作の禁止を徹底する。
- ⑧ 事業者等は、運転者に対して妨害運転（いわゆる「あおり運転」）の悪質性・危険性を周知し、また、適性診断の結果も活用するなどして、「思いやり・ゆずり合い」を意識させ、周囲の交通に配慮した運転に努めるよう徹底する。さらに、ドライブレコーダーの利用及びその映像の活用を図る。
- ⑨ 事業者等は、運転者に対して進路変更、転回、後退等の際は、あらかじめバックミラー等により周囲の安全を十分に確かめるとともに、後退時等に周囲の歩行者等に対して警報を発する装置（後退警報装置、左折警報装置など）を備える車両では、やむを得ない場合は除き、当該装置を停止しないよう指導する。
- ⑩ 事業者等は、事業用自動車が無理な車線変更、パッシング、急ブレーキ等を繰り返す、いわゆるあおり運転行為による交通事故を惹起したことから、道路交通法その他の関係法令の遵守について、あらゆる機会を捉えて運転者に対する指導監督を徹底する。
- ⑪ 事業者等は、運転者の運転免許証及び自動車検査証の有効期間の確認を徹底する。

（2）過積載運行の防止

事業者等は、適切な運送（積載）計画を作成し、運転者に対して積載物・積載重量・積載方法等の事前確認を励行させるとともに、荷主に対しても理解と協力を求め、過積載運行の防止に努める。

（3）踏切事故の防止

事業者等は、運転者に対して踏切の通過に際しては一旦停止及び安全確認を励

行させるとともに、トラクタ・トレーラ等大型車両の運行計画策定にあたっては、踏切の状況、車両の構造等を十分考慮して適切な運行経路を選定し、安全運行の徹底を図る。

(4) 大型トラクタ・トレーラ及び大型貨物車の輸送の安全確保

- ① 事業者等は、運転者に対して最高速度・制限速度を遵守させるとともに、交差点右左折時やカーブ、坂道等道路状況に適応した安全な速度に減速することを徹底させる。
- ② 事業者等は、運転者に対して積載物の確実な固縛、シート掛け等による落下・飛散防止措置を徹底させる。
- ③ 事業者等は、運転者に対して鉄道高架橋下のトンネル等高さ制限のある場所の通行に際し、積載物の高さを確認のうえ運行経路を指示するよう徹底する。
- ④ 事業者等は、運転者に対して高速自動車国道及び有料道路等自動車専用道における第一通行帯の走行を徹底させる。
- ⑤ 事業者等は、運転者に対してコンテナ輸送を行う場合は、トレーラの荷台とコンテナを固定する緊締装置のロックを確実に実施するよう徹底させる。
- ⑥ 事業者等は、特殊車両通行許可の取得等関係法令の遵守を徹底し、運転者に対して基準緩和車両を運行する際には、特殊車両通行許可時に附された通行条件を厳守するよう指導を徹底する。

(5) 追突事故の防止

事業者等は、運転者に対して最高速度の遵守と道路、交通、気象、時間帯等の状況に適応した安全速度での走行を徹底させ、特に深夜と早朝には十分注意させる。また、走行速度及び路面状態に応じ、適正な車間距離を保持させ、特に高速道路においては前走車への無理な追従運転をさせないとともに、脇見、漫然運転をしないよう指導を徹底し、追突事故の防止を図る。また、追突事故発生時における被害の軽減に有効な「衝突被害軽減ブレーキ装置」搭載車の普及を促進する。

(6) 危険物輸送時の安全確保

事業者等は、危険物の輸送にあたっては運転者に対し関係法規を事前に熟知させるほか、

- 荷主からの(危険物に関する)情報の入手
- 運転者に対する指示
- 緊急時等における教育訓練
- イエローカードの携行

の徹底を図る。

(7) 省エネ運転の実施の徹底

事業者等は、運転者に対してCO₂の排出削減を図るためエコドライブ及びアイドリングストップの実施を徹底させる。

- ① 不必要なアイドリングをさせない。
- ② シフトアップはグリーンゾーン内で行い、急発進・急加速をしない。
- ③ 車速を抑え定速走行運転を行い、波状(加減速)運転をしない。
- ④ 車間距離を十分にとり、ブレーキは早めに、エンジンプレーキ等を適切に使う。

2. 車両の安全対策の推進

事業者等は、次の事項に留意し、整備不良車両・不正改造車両を排除し車両の安全対策を推進する。

- (1) 運行車両は日常点検及び定期点検整備を確実に実施し、特に大型車に関しては車輪脱落事故の防止のため、ディスク・ホイールの取付状況確認を含む日常点検基準、定期点検基準の内容を周知し、適切な対応が図られるよう徹底する。
- (2) 高速道路において、道路交通法に基づく最高速度を超えて運行することを目的に速度抑制装置の解除、取り外し等不正改造した事例が判明したことから、運行記録計の記録紙等を確認するなどして不正改造等の排除について徹底する。
- (3) 前面ガラス内側への装飾板、着色フィルム等の取付けを禁止させるよう徹底させる。
- (4) 突入防止装置の取り外し等不正改造車両や大型後部反射器その他の反射器の破損、脱落の排除に努める。また、ホイール・ボルト折損等による車輪脱落事故や車両火災、車体腐食による操舵不能事故、スペアタイヤ落下による事故等を防止するための点検整備の励行について徹底する。
- (5) 無車検車両・無保険車両の運行禁止及び登録番号標不適切表示車両の運転防止について徹底させる。

3. 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底

(1) 着用の励行

事業者等は、運転者に対しシートベルトの効用について教養するとともに、出庫・帰庫時に確認するなどして適切なシートベルトの着用を指導する。

- (2) 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト着用の徹底及び先進安全技術の安全装置の正しい使い方について情報提供を行い、安全意識の高揚を図る。

4. 事業用自動車の事故等の情報の提供

事業者等は、事故の概況及び傾向を把握し、原因究明に活用するとともに、運転者に対して講習会の開催等あらゆる機会をとらえて、事故等やヒヤリハットの情報を提供し、安全対策の一層の推進を図る。

また、重大事故発生状況、各種安全対策について国土交通省メールマガジン「事業用自動車安全通信」等から情報を入手し、同種事故の未然防止に努める。

5. 夕暮れ時における自動車事故防止の促進

事業者等は、運転者に対して夕暮れ時(概ね日没1時間前)の早め点灯及び雨天・曇天時の点灯、トンネル内における点灯、夜間の視界の確保(他の交通に支障がない場合、前照灯を上向きにする)について指導促進を図る。

6. 「脇見・ぼんやり運転防止運動」の推進

事業者等は、運転中の緊張感の欠如とみられる脇見、考え事、前方不注意及び安全不確認の防止などを呼びかけ、安全意識の向上を図る。

7. 子供と高齢歩行者の交通事故防止

(1) 徐行運転の励行

事業者等は、運転者に対して子供や高齢者を目にしたときは、常に徐行することを励行させ、特に子供等が自転車に乗車中であっては、不測の行動にでることを念頭におき、十分な間隔を保ち最徐行する指導を徹底する。

(2) 事業者等は、運転者に対して高齢運転者標識による高齢運転者の保護等を徹底させる。

8. 飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶

(1) 事業者等は、全運転者に対して飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用による交通事故の事例等をあげて、その危険性、結果の悲惨さについて教養するとともに、飲酒運転防止対策マニュアル等を活用し適切な指導監督を実施する。

また、全運転者に対しアルコール検知器を使用するなど厳正な点呼の実施を徹底し、飲酒等の事実の確認に努め、運転者の呼気からアルコールが検知された場合には、乗務させないなど、飲酒運転及び覚せい剤、危険ドラッグ等の使用の根絶を図る。

(2) 事業者等は、飲酒運転追放の三ない運動を推進する。

- ① 酒を飲んだら運転しない。
- ② 運転する前には、酒を飲まない。
- ③ 運転する人には、酒を出さない。

9. 広報活動の推進

(1) トラック協会においては、本運動の実施要領を「ながさきトラック広報」に掲載するとともに懸垂幕、のぼり旗、立看板、ポスター等を掲出して広く本運動の周知徹底を図る。

(2) 会員事業所にあつては、懸垂幕、のぼり旗等を掲出するとともに、研修会、講習会等を開催して、全従業員に対し本運動の周知徹底を図る。

事業者用

令和7年春の全国交通安全運動実施結果報告書

事業者名				
1 事業用自動車の安全運行の確保 (1)具体的な実施内容 (2) 研修、教育、幹部の巡視等				
実施年月日		実 施 内 容		出席者数
2 車両の安全対策の推進【期間中における点検整備の計画及び実績】				
3ヶ月		12ヶ月		日常点検の実施状況 良 ・ 否
計画	実績	計画	実績	
台	台	台	台	
3 全ての座席のシートベルトの正しい着用の徹底 (1) 着用できる状態であるかの点検状況 (2) シートベルト着用状況				
4 長崎県内における自動車事故防止の促進【乗務員に対する指導内容】 (1)子供と高齢者を始めとする歩行者の安全の確保 (2)高齢運転者の交通事故防止 (3)脇見・ぼんやり・ながら運転の防止 (4)飲酒運転やあおり運転等の悪質・危険な運転の根絶 (5)全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用 (6)夕暮れ時における早め点灯及び雨天・曇天時の点灯の励行				
5 広報活動の推進				
		掲示場所	個数(枚数)	内 容
垂幕・旗				
ポスター				
立看板				
6 その他特記事項				
7 期間中の重大事故(有責及び無責事故)				
事故件数: 件		死者: 名		負傷者: 名

※長崎県トラック協会に4月25日(金)迄に報告してください。 FAX:095－839－8508

行政だより

令和7年2月6日

協会加盟事業者 各位

長崎県警察本部交通部
交通指導課長

車両データ収集ご協力のお願い

拝啓余寒の候、貴協会ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から警察業務に対するご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、長崎県警察では現在、法人が所有する自動車の特徴点についてデータベース化を進めているところです。

これは、警察における様々な犯罪捜査の過程において、通行車両に搭載されたドライブレコーダーの迅速な回収と、加盟事業者様に対するご負担の軽減を目的として取り組むものであり、データベースの高度化を図ることとしています。

つきましては、当課担当者が加盟事業者様を訪問するなどし、車両の外観を撮影させていただきたく、協力をお願いしたく存じます。

撮影に際しては業務に支障が出ないよう、事前に日程のご相談をさせていただきます。

ご多忙の折、誠に恐縮ではございますが、本取り組みにご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては、担当者より改めてご連絡差し上げますので、ご不明な点等ございましたら、お気軽にお問い合わせください。

何卒よろしくお願い申し上げます。

長崎県警察本部交通部交通指導課
担当者名：福崎 浩之
TEL：(095) 820-0110（内線5140）

定期点検整備促進運動の実施等について

標記の件について、(一社)日本自動車整備振興会連合会より、全ト協を通じて通知がありましたのでお知らせいたします。

日整連第6－434号

令和7年2月17日

公益社団法人全日本トラック協会

会 長 坂 本 克 己 殿

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

会 長 喜 谷 辰 夫

定期点検整備促進運動の実施等について

拝啓、時下、貴会・貴連盟ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、標記運動を別添1の「定期点検整備促進対策要綱」に基づき、国土交通省及び警察庁等関係行政省庁のご指導のもとに引き続き令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間実施することになりましたのでお知らせ致します。

また、本運動の促進対策の一環として使用される自動車の前面ガラスに貼付する点検整備済みステッカーが、別添2のとおり国土交通大臣より指定されましたことを併せてお知らせ致します。

なお、9年用点検整備済みステッカーより「事業者が前面ガラスに貼付する期間」及び「当該自動車の前面ガラスに貼付しておいてよい期間」について、令和7年4月より施行される「継続検査の受検可能期間の拡大」において、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が全国一律に「二か月前」となることから、次回の車検時期と定期点検時期を一致させることができるよう始期を一か月早めることとしております。

敬具

<本件の問合せ：日整連・事業部 與戸、遠藤>

定期点検整備促進対策要綱

1. 目的

自動車の適正な点検・整備を通じて、自動車の安全を確保し、公害の防止及び環境の保全を図るため、本要綱により定期点検整備の実施の普及および促進を図る。

なお、本運動は、自動車点検整備推進運動と連携して実施するものとする。

2. 実施期間

令和7年4月1日より令和8年3月31日までとする。

なお、次年度においても、本取組を継続して実施する予定。

3. 普及・促進対策

- 1) 自動車使用者に対する保守管理意識高揚のためのPR
- 2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進
- 3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進
- 4) 点検整備済ステッカー（以下「ステッカー」という。）の貼付

4. 実施要領

1) 自動車使用者に対するPR

自動車使用者に対し、定期点検整備の必要性とその励行について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等マスメディアの活用とポスター、チラシ等の配布及びホームページによりPRする。

また、日整連等は、マイカー点検キャンペーン等の各種イベントを開催し、のぼり・横断幕を使用して、自動車の使用者に対し点検・整備の重要性を啓蒙する。

2) 自動車使用者に対する自動車の構造および点検・整備に関する知識の向上促進

自動車使用者に対し、自動車の構造、点検・整備の知識、認識の向上を図るため実車等を使用した点検教室等を開催する。

3) 自動車整備事業者等における点検・整備にかかわる受入体制の充実促進

自動車整備事業者等は、自動車使用者に対して定期点検整備の実施時期をダイレクトメール、電話、訪問等により連絡するとともに、点検・整備時に整備内容、料金等の説明を十分に行い、自動車使用者が整備事業場等を利用しやすいようにする。

また、日整連等は、整備技能コンクール等を開催し、自動車整備事業者等の接客マナーおよび技能の向上等受入体制の向上を図る。

4) ステッカーの貼付等

定期点検整備を実施した自動車の前面ガラスに点検整備済を示すステッカーを貼付することにより、点検整備実施事業場名等を表示し、実施責任を明らかにするとともに、車両内外から容易に判別することで、自動車使用者、整備事業者及び整備管理者等に次回の定期点検整備時期を知らせることによって、定期点検整備の実施の励行を促進する。

(1) ステッカーの貼付対象車種

普通自動車

小型自動車（二輪車を除く）

軽自動車（二輪車を除く）

大型特殊自動車

(2) ステッカーの貼付

(イ) ステッカーは、自動車整備事業者、新車販売事業者および特定給油所等が、次の場合に当該自動車に貼付する。

① 自動車整備事業者が定期点検整備を確実に行ったとき。

② 新車販売事業者が新車の販売にあたり納車整備を行ったとき。

③ 特定給油所等が自家用貨物自動車の

6 カ月点検・整備または自家用乗用自動車であって、4 輪主ブレーキおよび駐車ブレーキがすべてディスク・ブレーキである自動車の12カ月点検・整備（「自動車点検基準」の「自家用貨物自動車等の定期点検基準」または「自家用乗用自動車等の定期点検基準」により行うものに限る。）を確実に行ったとき。

- (ロ) ステッカーは、車室内から見て前面ガラス左側上部（左ハンドル車にあっては右側上部）に1枚を貼付するものとし、運転者の視野を妨げず、検査標章の貼付を妨げない位置に貼付する。

この場合において、ステッカーの認識が困難となるときは、可能な限り上部とすることとして、認識が可能となる位置まで下方にずらすことを可とする。

- (イ) ステッカーは、(イ)の整備を実施した事業者が(ロ)の位置に確実に貼付するものとし、自動車に貼付しないで自動車使用者等にステッカーを配付してはならない。

- (ニ) 事業者がステッカーを自動車の前面ガラスに貼付できる期間は、それぞれ以下のとおりとする。

7 年用ステッカー：令和6年1月1日～令和7年9月30日

8 年用ステッカー：令和6年12月1日～令和8年9月30日

9 年用ステッカー：令和7年11月1日～令和9年9月30日

- (ホ) ステッカーを自動車の前面ガラスに貼付しておける期間は、それぞれ以下のとおりとする。

7 年用ステッカー：令和6年1月1日～令和8年1月31日

8 年用ステッカー：令和6年12月1日～令和9年1月31日

9 年用ステッカー：令和7年11月1日～

令和10年1月31日

- (3) ステッカーの剥離

- (イ) 次回の定期点検整備時期を経過したステッカーは必ず剥がすこと。また、その旨を自動車使用者等に周知徹底すること。

- (ロ) 貼付しておける期間を経過したステッカーをそのまま貼付していると保安基準違反となることを自動車使用者等に周知徹底すること。

- (4) ステッカーの様式

ステッカーの様式は、別紙のとおりとする。

- (5) ステッカーの管理

各ステッカー取扱い団体および事業者は、配付台帳を備え、厳正な管理を行う。

なお、不適正な管理を行った場合にはステッカーの配付を停止することができるものとする。

- (6) ステッカーの再交付

自動車ユーザーから、フロントガラスの破損等により、ステッカーの再交付を求められた場合は、当該自動車の定期点検整備を実施した事業場に限り、上記(2)(ホ)の期間内において再交付することができるものとする。

5. 定期点検整備促進協議会の構成

- 1) 定期点検整備促進協議会は、下記の中央団体をもって構成し、社団法人 日本自動車整備振興会連合会をもって代表団体とする。

一般社団法人 日本自動車整備振興会連合会

一般社団法人 日本自動車工業会

一般社団法人 日本自動車販売協会連合会

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

一般社団法人 日本自動車連盟

一般社団法人 全国自家用自動車協会

公益社団法人 日本バス協会

公益社団法人 全日本トラック協会

一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会

一般社団法人 日本中古自動車販売協会連合会

- 2) 地方の定期点検整備促進協議会は、中央に準じた構成とし、自動車整備振興会をもって代表団体とする。

6. 定期点検整備促進協議会の事務局

- 1) 中央の事務局は、一般社団法人日本自動車整備振興会連合会とし、地方は各都道府県自動車整備振興会とする。
- 2) 事務局は、次の業務を行う。
- (1) 定期点検整備促進協議会の開催
- (2) ステッカーの発行（中央に限る）および

配付

- (3) その他本要綱の実施のために必要な業務

7. その他

- 1) 本要綱は、定期点検整備促進協議会が関係行政省庁の指導を得て推進する。
- 2) PR に当たっては、「定期点検整備促進協議会」の名称を用いて行うよう努める。
- 3) 本要綱の実施のため必要な事項であって本要綱に特段の定めのないものについては、中央および地方の定期点検整備促進協議会で別途定める。

別紙

点検整備済ステッカーの様式 例

〈注〉

- (1) 自家用、事業用を共通の様式とする。
- (2) 車内より貼付することができるものとする。
- (3) 地色（外周ダイヤル部分）は、令和7年用は緑色、令和8年用は橙色、令和9年用は青色とする。
- (4) 偽造の困難な様式とする。
- (5) 管理用に一連番号を入れる。



点検整備実施事業場

実施年月日 _____

認定番号 _____

実施事業場 _____

次回の定期点検は、次の期日までに行ってください。

9	年	月	日
---	---	---	---

期日を過ぎたステッカーは必ずはがしてください。

自動車に貼付する際は国土交通省・警察庁の定める方法に従ってください。

・貼付がガラス側（左ハンドル車は右側）に貼付してください。

・貼付後、必ず点検を受けることができます。

・有効期限は10月31日までです。

A 000000

2025年日本国際博覧会(大阪・関西万博)開催に伴う警備協力について

標記の件について、国土交通省物流・自動車局より全ト協を通じて協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

全ト協発第666号（環）

令和 7 年 3 月 21 日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会 長 坂 本 克 己

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う警備協力について

平素は当協会の事業運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、国土交通省物流・自動車局長より、本年 4 月 13 日から大阪府大阪市夢洲地区において、2025 年日本国際博覧会（大阪・関西万博）が開催される予定であり、テロ対策に万全を期する必要があることから、別紙に掲げる項目に関し、テロ対策の徹底を図るよう要請がありました。

つきましては、貴協会におかれましてもトラック運送事業における輸送の安全確保、テロ対策の徹底を図っていただきますよう、傘下会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上

2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）開催に伴う テロ対策の徹底について

【共通事項】

- ・ 自主警備体制強化
- ・ 連絡体制の確立
- ・ 大阪・関西万博に関する不審者情報等の警察への通報連絡の徹底
- ・ 業務用車両、小型無人機等の管理強化及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- ・ 身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時における警察への連絡の徹底
- ・ サイバーセキュリティ対策の強化

【トラック・利用運送・倉庫・トラックターミナル等】

- ・ 営業所・車庫・倉庫内外の巡回
- ・ 終業後のドアロック
- ・ 放射性物質等危険物輸送・保管における安全管理
- ・ 配送先から荷送り人に覚えがないなど不審な荷物である旨の連絡があった場合の荷物に触れない旨の注意喚起、荷物の状態やその場の状況に応じた適切な対応、警察などへの速やかな連絡

全ト協だより

事 務 連 絡
令和 7 年 3 月 14 日

各都道府県トラック協会
専 務 理 事 殿

公益社団法人全日本トラック協会
専 務 理 事 松 崎 宏 則

違法な白トラ行為（無許可運送）に関する情報提供のお願い

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素は、当協会の事業運営に対しご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ご案内のとおり、昨年来、違法な白トラ行為（無許可運送）に対する警察の検挙の報道がみられるようになり、会員事業者の方からの白トラに関する声も聞くところであります。

いわゆる物流の 2024 年問題で 2030 年には輸送力の約 35% が不足するといわれ、また適正運賃収受へ向けて我々が必死の努力をしている中で、白トラ行為は大変由々しき問題です。全ト協としては、違法な白トラ行為の取締りの一層の強化と、荷主に対する指導の徹底を関係機関へ働きかけているところですが、関係機関に動いてもらうためには具体的な情報が不可欠であります。

3 月 6 日開催の第 209 回理事会において、坂本会長より理事の皆様をお願いをさせていただいたところですが、全ト協HPに情報提供フォームを設置いたしますので、違法な白トラ行為に関する具体的な情報を全ト協までお寄せいただくよう、貴協会会員事業者の皆様への積極的な周知をお願い申し上げます。

なお、別添のワードファイルによるメールでの情報提供も受け付けますので、ご活用ください。

敬具

【お寄せいただきたい情報】

違法な白トラ行為に関し、下記項目のような内容を、できる限り詳しい情報を可能な範囲でお寄せください。

- ・違法な白トラ行為をさせている荷主の名称、所在地等
- ・違法な白トラ行為（運送）をしている者の名称、所在地等
- ・運んでいる貨物
- ・輸送区間
- ・官公需において、適法でない白ナンバートラックに発注していると疑われるものに関する発注者、受託者の名称、運んでいる貨物、輸送区間等
- ・その他

【全ト協情報提供URL】

<https://forms.gle/NoXY5FWP2DFs2SAba>

トップページバナー「通報投稿フォーム」からアクセスできます。



違法な白トラ行為（無許可運送）情報提供フォーム

【情報提供者様】

任意としますが、後日詳しい情報をお伺いすることもありますので、できるだけご記入ください。

お名前	
事業者名	
所属トラック協会	
ご連絡先電話番号	

【違法な白トラ行為に関する情報】

お知りになる範囲で結構ですが、できる限り詳しい情報をお願い申し上げます。

違法な白トラ行為をさせている荷主の名称、所在地等
違法な白トラ行為（運送）をしている者の名称、所在地等
運んでいる貨物
輸送区間
官公需において、適法でない白ナンバートラックに発注していると疑われるものに関する発注者、受託者の名称、運んでいる貨物、輸送区間等
その他

近代化基金融資貸出金利の 変更について

令和7年3月11日から長期プライムレートの引上げに連動して、近代化基金融資の貸出利率が次のとおり変更された旨、全ト協を通じて取扱金融機関から通知がありましたのでお知らせ致します。

記

1. 貸付利率

期 間	現行（改定前）	改定後
1年以上～3年以内	2.20%	2.35%
3年超～7年以内		
7年超～10年以内		

2. 実施日

令和7年3月11日



軽油価格の調査結果（1月分）

1月中の軽油価格調査を実施した結果は次のとおりであります。購入契約の参考に利用して下さい。

1. 単純集計価格

地区名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
九州(沖縄除)	131.94	121.18	132.32
全国(沖縄除)	130.18	120.62	130.06

2. 元売別集計価格〈九州（沖縄除）〉

元売名 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
E N E O S	132.24	121.20	133.85
出光昭和シェル	134.28	121.18	130.34
キ グ ナ ス			
コ ス モ	127.75	120.08	139.55
そ の 他	126.59	121.28	131.17

3. 月間購入量別価格〈九州（沖縄除）〉

月間購入量 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30キロ リットル未満	132.21	121.32	133.64
30～50キロ リットル未満		122.91	122.45
50～100キロ リットル未満	126.90	119.11	120.40
100キロ リットル以上		120.46	121.90

4. 支払期限別価格〈九州（沖縄除）〉

支払期限 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
30 日 未 満	133.07	124.65	128.20
30～60日未満	130.54	121.01	133.08
60 日 以 上	135.66	119.03	120.40

5. 軽油価格推移〈九州（沖縄除）〉

月 別 \ 区 分	スタンド平均	ローリー平均	カード平均
2024 年 9 月	124.48	115.62	126.70
2024 年 10 月	126.22	115.62	129.34
2024 年 11 月	125.66	115.56	127.89
2024 年 12 月	126.59	116.97	129.18
2025 年 1 月	131.94	121.18	132.32

※消費税抜きの価格

事故対だより

2025年度（令和7年度）運行管理者等《基礎講習》の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構
長崎支所長

独立行政法人自動車事故対策機構 長崎支所において、2025年度（令和7年度）における運行管理者等基礎講習を下記のとおり開催致します。

1. 開 催 日

日 時	会 場	定 員	業 態
2025年6月11日(水) ～ 2025年6月13日(金)	TBM 長崎ビル 地下会議室	36名	貨物
2025年6月18日(水) ～ 2025年6月20日(金)	TBM 長崎ビル 地下会議室	36名	旅客
【予定】 2025年12月10日(水) ～ 2025年12月12日(金)	TBM 長崎ビル 地下会議室 (講習会場と契約完了次第、予約受付開始)	36名	貨物
【予定】 2025年12月17日(水) ～ 2025年12月19日(金)	TBM 長崎ビル 地下会議室 (講習会場と契約完了次第、予約受付開始)	36名	旅客

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、中止又は延期となります。

※講習会場の契約都合上、日程変更等になる場合がありますのでご理解ご了承願います。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいますようお願いいたします。

※ご自分のパソコンやスマートフォンで受講が可能な「eナスバ」もございます。

会場への移動や受講時間のお悩みを解決することが出来ますので、是非ご活用ください！

2. 受講手数料

1人8,900円（税・テキスト代含）

※当日受付にてお支払い下さい。**現金のみ**となりますので、釣銭のないようご協力願います。

3. 受講対象者

1. 運行管理に関する実務経験が1年未満の方で、運行管理者試験の受験資格を得たい方
2. 運行管理者の業務を補助させるための者（補助者）として選任される予定の方
3. 基礎講習を受講していない運行管理者であって、平成24年4月16日以降に当該事業者で初めて運行管理者として選任された方
4. その他受講を希望される方

2025年度（令和7年度）運行管理者等《一般講習（貨物）》の開催について

独立行政法人自動車事故対策機構
長崎支所長

独立行政法人自動車事故対策機構 長崎支所において、2025年度（令和7年度）における運行管理者等一般講習を下記のとおり開催致します。

1. 開 催 日

日 程	方 式	会 場	定 員
2025年7月3日(木)	動画	アルカス SASEBO 3階 会議室	30名
2025年7月11日(金)	対面	長崎市民会館 大会議室 (会場と契約締結後、予約受付開始)	50名
2025年8月28日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	22名
2025年10月9日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	22名
2026年1月15日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	22名
2026年3月5日(木)	動画	TBM 長崎ビル11階 ナスバ長崎支所	22名

※「動画」とは、講師資格者の下、事前収録した動画を視聴していただく形式です。

※講習当日に気象庁から「特別警報」が発令された場合は、中止又は延期となります。

※各会場への直接のお問合せはご遠慮下さいますようお願いいたします。

※上記日程以外で追加開催する場合がありますので、随時予約システムをご確認願います。

※ご自分のパソコンやスマートフォンで受講が可能な「eナスバ」もございます。

会場への移動や受講時間のお悩みを解決することが出来ますので、是非ご活用ください！

2. 受講手数料

1人3,200円（税・テキスト代含）

※当日受付にてお支払い下さい。現金のみとなりますので、釣銭のないようご協力願います。

※長崎県トラック協会会員事業者は受講料に関する助成があります。（「eナスバ」を除く）

詳細は所属の協会にて確認願います。

3. 受講対象者

- 運行管理者として選任されている方のうち、2024年度実施の一般講習を未受講の方。
- 2025年度中に初めて選任届をされた運行管理者の方。
（※過去に基礎講習を受講していない方は基礎講習の受講が必要です。）
- 2024年度及び2025年度中に死者又は重傷者を生じた事故（自動車事故報告規則第2条第3号に掲げる事故）を起こした営業所、又は輸送の安全確保違反による行政処分を受けた営業所の運行管理者全員。
- その他、受講を希望される方。

4. 当日の受付時間と講習時間

受付時間	講習時間
9:15～9:50	9:50～16:00（1時間昼休憩含）



第4回総務委員会の開催状況について

去る3月12日(水)13時30分から、長崎市松原町「県ト協研修会館」において、委員9名が出席し、総務委員会を開催しました。

委員会は、事務局の開会で始まり、永野副会長の挨拶があり、議長に井石委員長を選出し、上程された議案について審議され、一部修正の意見が出され、それ以外は原案どおり承認されました。



井石委員長・田川副委員長



永野副会長



第4回理事会及び交付金運営委員会の開催状況について

日 時 令和7年3月17日(月) 12:25～13:20

場 所 長崎市松原町2651-3「県ト協研修会館」

出席者 馬場会長ほか27名

協議事項

- (1) 新規加入事業者等の承認について
- (2) 令和6年度近代化基金融資推薦について
- (3) 定款第14条に基づく業務報告について
- (4) 令和6年度特別会計収支補正予算(案)について
- (5) 令和7年度事業計画及び予算(案)について
- (6) 事務委託費(案)について
- (7) ダンプ部会の設立要望について
- (8) 令和7年度第1回理事会・定時総会の開催日程について



馬場会長

報告事項

- (9) 加盟事業者様の車両データ収集ご協力のお願い
- (10) 「ココロねっこ運動」推進のための車用マグネットステッカーを利用した県民への周知について
- (11) 「分散引越のお願い」広報啓発活動について
- (12) 重量部会の設立総会について

その他

理事会は、原野総務部長の開会と定足数の報告で始まり、議長に馬場会長を選出し、上程された議案について審議され、原案どおり承認されました。



協会永年勤続表彰規程による 表彰資格者の推薦について

協会表彰規程により、毎年、運転者及び一般従業員のうちから永年勤続表彰資格者を表彰することになっておりますので、会員事業所におかれまして下記により、表彰資格者を表彰資格者推薦書に記入のうえ、推薦方お願いいたします。

記

1. 資格要件

(1) 運転者

勤続年数が5年、10年、15年、20年に達した者

(2) 一般従業員（運転者以外の従業員）

勤続年数が7年、10年に達した者

2. 注意事項

- (1) 以前表彰を受けた者は、同一年数では受賞できませんので、次の年数に達しているかを確認のうえ推薦して下さい。
- (2) 提出期限までに推薦がなかった場合は、該当者がいないものとみなして処理します。

3. 提出期限

4月25日(金)までに県ト協（担当 本村）へ郵送またはFAX（095-839-8508）にてご提出ください。

※受賞が決まりましたら今年度の定時総会で表彰する予定です。



令和7年 月 日

(公社)長崎県トラック協会長 殿

住 所

会 社 名

代表者名

電 話

記入者名

永年勤続表彰資格者推薦書

氏 名	職 種	勤 続 期 間	該当年数	備 考
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	
(ふりがな)	運転者 ・ 一般従業員	自 年 月 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	年	

1. 氏名は楷書で正確に記入し、「ふりがな」をつけてください。
2. 職種は「運転者」もしくは「一般従業員」のどちらかに○をしてください。
3. お預かりした情報(個人情報)については当該表彰に関する以外には使用いたしません。

運転記録証明書を活用した優秀安全運転事業所表彰について

令和7年3月3日(月)長崎県警と自動車安全運転センター長崎県事務所より、令和6年第三期優秀安全運転事業所に対する表彰式が行われました。この表彰式は、継続して安全運転管理に取り組み、無事故・無違反運転など優秀な成果を上げている事業所を表彰するもので、令和6年第三期（9月～12月）は次の事業所が表彰されました。

【プラチナ賞】

ALSOK 長崎(株)警送支社 運用第3課、相互交通(株)、南海産業(株)

【金賞】

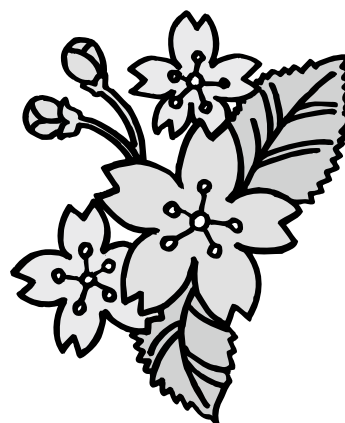
(株)村里運輸

【銀賞】

長崎運送(株)、(有)ひかり運送

【銅賞】

九州西濃運輸(株)長崎支店



「プラチナ賞」



〔金賞〕



〔銀賞〕



令和7年度近代化基金推薦融資申込公募の実施について

近代化基金推薦融資とは

近代化基金推薦融資とは、会員事業者から所定の申込書を協会に提出して頂き、事業計画の適格性を検討し条件に適合すると判断されたものについて、融資枠の範囲内において取扱金融機関（商工中金）に融資を推薦し、商工中金から借入れが実行された時の利子を一部補給する事業です（よって、推薦決定は、融資決定とは異なります）。なお、融資自体は、取扱金融機関（商工中金）の返済能力等の審査を経て可否が決定されます。また、融資を実行する際の担保・保証人に関しては、別途商工中金にご相談下さい。

公募の詳細

1. 公募期間
令和7年4月1日～令和8年2月27日（期日厳守）
＊融資対象は、令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に投資されるものに限りします。
2. 公募融資総枠：6億円
3. 融資限度額：各融資制度において、それぞれ定めます。
4. 融資利率：商工中金所定の利率
5. 融資推薦対象者：会員事業者及び協同組合等であり、商工中金と取引資格があるもの。
6. 取扱金融機関：商工中金（長崎支店、佐世保支店）及び商工中金の代理店である信用組合
7. 融資対象資金について：消費税は対象となりますが、その他の税金、登録費用、保険料等は対象外です。
8. 各融資制度の詳細は下表にてご確認ください。
＊協会HP（<http://www/nata.or.jp>）の助成事業ページにて申込書のダウンロードが可能です。
9. お問合せ先
（公社）長崎県トラック協会（担当：川浪） Tel：095-838-2281 Fax：095-839-8508

I. 一般融資

- ①融資対象事業
・物流施設・福利厚生施設の整備に要する資金 ・事務機器の購入、設備の補修・改修に要する資金
・荷役機械購入に要する資金 ・車両購入及び架装に要する資金 （注）運転資金は対象外です
- ②融資推薦限度額
・会員事業者：2,000万円 ・協同組合：4,000万円（一事業者あたり2,000万円）
＊再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。
＊但し、環境対応車（CNG車、ハイブリッド車）及び省エネ関連機器（ドライブレコーダー等）導入に際しては、別に融資限度枠を設けますので、お問合せ下さい。
- ③利子補給率：0.6%
- ④償還期間：10年以内（車両は5年以内）
- ⑤必要な添付書類
見積書原本等（施設の場合は、別途平面図・見取図等）

II. ポスト新長期規制適合車導入に係る融資の特例

- ①融資対象事業
ポスト新長期規制車導入に要する資金（代替えを伴う必要はありません）
- ②融資推薦限度額
・会員事業者：4,000万円 ・協同組合：4,000万円（一事業者あたり2,000万円）
＊再融資の際、融資限度額から既往の融資残高を控除した額の範囲内での推薦となります。
ただし、NOx融資（受付終了）の融資限度額に対する残高を引継ぎます。
- ③利子補給率：0.6%
- ④償還期間：5年以内
- ⑤必要な添付書類
見積書原本等

適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修について

令和7年度に実施する適性診断（初任・適齢）及び安全運転研修（講習）は下記のとおりです。

お申し込みについては直接各実施機関へ行って下さい。

講習の受講料は無料（協会が全額助成）となりますが、各講習会の受講者数に制限がありますのでご注意下さい。

◆適性診断（初任・適齢） ＊開催予定表 A

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②診断日：毎月（2月、3月を除く）
- ③備考：特定の運転者（新たに運転者として選任した者、65才以上の運転者）が対象となる適性診断

◆初任運転者向け

・初任運転者特別指導講習会 ＊開催予定表 B

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校東長崎事務所（長崎県トラック協会研修会館）
- ②講習日程：2日間（年10回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）による座学（一部実車を用いた内容含む）での講習

・安全運転研修（初任運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おなが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目15時間）及び安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆高齢運転者向け

・高齢運転者安全運転研修 ＊開催予定表 C

- ①開催場所・講習実施機関：新西海自動車学校（西海市）
- ②講習日程：1日間（年1回開催予定）
- ③備考：高齢運転者における安全運転意識向上及び運転技術の改善を図るための講習

◆一般運転者向け

・安全運転研修（一般運転者コース） ＊開催予定表 D

- ①開催場所・講習実施機関：おなが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年8回開催予定）
- ③備考：指導監督指針内容（12項目）及びより安全確保に資する内容を含む実技を中心とした講習

◆添乗指導者向け

・添乗（同乗指導者研修） ＊開催予定表 E

- ①開催場所・講習実施機関：おなが自動車学校（福岡県）
- ②講習日程：2日間（年1回開催予定）
- ③備考：運転者と同乗し、市街地走行などの運転行動を観察し指導ができる添乗者（同乗）育成のための研修

※おなが自動車学校で開催する研修（開催予定表D）では、一部内容が初任運転者、一般運転者の同時受講となります。

開催予定表

	診断・講習種類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月
長崎開催（新西海）	A 適性診断（初任・適齢）	15・16	21	9・10	15	26・27	17	6・7	18	16・17	14
	B 初任運転者特別指導講習会	17～18	22～23	11～12	16～17	28～29	18～19	8～9	19～20	18～19	15～16
	C 高齢運転者安全運転研修						10				
福岡開催（おなが）	D 一般・初任貨物運転者研修		24～25	7～8 14～15	5～6		6～7	11～12	8～9		17～18
	E 添乗（同乗）指導者研修						27～28				
	全 一般・初任運転者研修	12～14		21～23					15～17		
	ト 添乗・指導管理者研修		17～19		19～21						
	協 一般・事故再発防止研修							18～20			

※行事等により日程が変更となる場合があります。 ※全ト協指定コースについての詳細は協会へお問合せ下さい。

【お問い合わせ先】 長崎県トラック協会（担当：佐藤・川浪）：TEL 095-838-2281／FAX 095-839-8508
 新西海自動車学校（担当：横坂・植田）：TEL 0959-27-0136／FAX 0959-27-1778
 おなが自動車学校（担当：江頭・山口）：TEL 093-293-2359／FAX 093-293-2427



申 込 書

(適性診断・初任運転者特別指導講習)

(受 付 済 印)

申込日 令和 年 月 日

(フリガナ)

事業所名 (営業所名)

〒

事業所住所

申込責任者名

連絡先(TEL)

※
(FAX)

※受付完了後に「受付済」の印を押して返信 FAX をしますので必ずご記入下さい。

	フリガナ 受講者氏名 生年月日(年齢)	適性診断 (診断種類に☑ 受診日を記入)	初任講習 (受講日を記入)	☆適性診断受診日時 (自動車学校記入欄)
1	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
2	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始
3	昭和・平成 年 月 日(歳)	☐ 初任 ☐ 適齢 (月 日) ☐ 受診しない	☐ 受講する (月 日 ~ 月 日) ☐ 受講しない	月 日 時 分開始

【実施場所】 長崎県トラック協会研修会館 (新西海自動車学校東長崎事務所)
所在地: 長崎市松原町2651-3

【適性診断お申し込みの方】

※「受診日時」は原則として申込順に自動車学校が決定し通知いたします。

※開始時間 10 分前にはお越しください。尚、時間に遅れた場合は受診できません。(受診時間は約 2 時間)

○持 参 品 ①運転免許証 ②受診料金 事業所負担 1,000 円 (残りは県トラック協会の助成となります)

【初任講習お申し込みの方】

○受付時間 8:30 ~ 9:00

○講習時間 9:00 ~ 17:30

○持 参 品 筆記用具、ヘルメット及び手袋 (2 日目のみ必要)

○そ の 他 ・昼食(弁当)を希望される方は当日に受付いたします。

・申込期限は、開催日2日前 (ただし、定員になり次第締め切りとなります)

★ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

申 込 先



新西海自動車学校

※実施場所ではありませんのでお間違いないようお願いいたします

西海市西彼町上岳郷1238-3
TEL 0959-27-0136

FAX 送信先 0959-27-1778

高齢運転者安全運転研修申込書

令和 年 月 日

受付済印

事業所名

〒

事業所住所

申込責任者名

予約確認書を FAX しますので必ずご記入下さい。

(TEL)

(FAX)

	フリガナ	日頃乗務している 車両の種類 (該当するすべてに○印)	適齢診断の受診希望 研修当日、適齢診断の受診を希望するか ☐ ※受診時間は約2時間	☆後日、自動車学校 で適性診断の受診を 希望する場合は ☐
	受講者氏名			
	生年月日(年齢)			
1		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐ 15:00～ ☐ 16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
2		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐ 15:00～ ☐ 16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			
3		大型・中型・準中型 ・普通・その他	☐ 研修当日の受診希望 (☐ 15:00～ ☐ 16:30～) ☐ 希望しない	☐ 希望する (自動車学校記入欄) 月 日 時 分開始
	昭和 年 月 日(歳)			

【実施日】 令和7年9月10日(水)

【実施場所】 新西海自動車学校

【研修時間等】 ●受付時間 9:00～ 9:30
●研修時間 9:30～15:00
●実施場所 新西海自動車学校
●その他 昼食(弁当)の希望有無は別途案内予定

- ・研修当日に適性診断の受診を希望される場合、人数が限られていますので先着順といたします。
後日の受診日については、別途日程の打ち合わせをいたします。(適性診断の受診料は、一部事業所負担)
- ・「運転者に対して行う指導及び監督の指針」による適性診断の結果を踏まえて行う指導は含まれていません。
- ・ウイルス感染対策については各人でマスク着用等行って下さい。

新西海自動車学校

西海市西彼町上岳郷1238-3

TEL 0959-27-0136

FAX 0959-27-1778

貨物自動車ドライバー等安全運転研修 申込書

【ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）用】

公益社団法人 長崎県トラック協会長 殿

会社住所	〒 -		
会社名称			
営業所名			
代表者名			
担当者名		担当者携帯	
連絡先	TEL	FAX	

弊社（店）従業員に対する安全運転研修を下記のとおり計画いたしましたので、申込書を提出致します。

1. 希望コース（希望するコースを1つ選び、選択欄に ○ 印を付けてください。）

No.	研 修 内 容	選択欄(○印)
1	一般運転者研修 2 日（13 時間）	
2	初任運転者研修 2 日（15 時間）	
3	添乗（同乗）指導者研修 2 日（13 時間） ※初任運転者に対する特別な指導の実技 20 時間以上の市街地走行などの運転行動を観察し、助言指導ができるための研修	

2. 受講者及び研修コース

①希望研修コースは、上記1の 研修No. を記入してください。

②受講者の日当交通費等については、助成の対象とはなっておりません。

フリガナ 受講者氏名	性別	年齢	生年月日	採用 年月日	希望研修コース		初任診断(希望者) 別途診断料が必要です
					研修No.	講習日	
	男		年	年			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	月 日	月 日			
	男		年	年			希望する・しない 指導要領：要・不要
	女	歳	月 日	月 日			

※交通費助成申請 ☐ 離島地区外：5千円 ☐ 離島地区（五島、上五島、壱岐、対馬）：1万円

【注 意】

※ 研修1回あたり1事業者2名まで

※ 受講料（55,440円）に係る助成金は協会から研修機関へ、交通費助成は会員へ交付します。

※ 研修受講後は、速やかに実績報告書を提出して下さい。

※ お申し込みは、当申込書を講習日の10日前までに、下記の研修施設へFAXで提出してください。

・ **ドライビングアカデミーONGA（おんが自動車学校）FAX 093-293-2427**

※初任診断で指導要領（管理者用）が必要な場合は別途、発行料金（200円）をいただきます。

○事務処理欄（記入しないでください。）

受付印

“測定が完了しました”

アルコールチェッカーの音声を聞き、ほっと胸をなでおろします。毎日、11時前後には朝の点呼が終わり、何十人もアルコールチェックに立ち合い、ドライバーが出勤していくのを見送ります。

私は人事労務部に所属していますが、運行管理者の資格も持っている為、毎朝ドライバーの健康確認を確認し“ご安全に〜！”と社員を送り出しています。

“乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者”

これは、現在の神奈川県飲酒運転根絶運動のスローガンですが、道路交通法に飲酒運転の規定ができたのは1960年のことで、当時は呼気1リットル中のアルコール量が0.25mg 以上の場合に運転が禁止されていたそうです。また、違反したとしても罰則はなかったとのこと。1970年によく基準値に関わらず飲酒運転は禁止、呼気1リットル中のアルコール量が0.25mg 以上の場合には、違反点数と罰則が科されることとなったそうです。ただし、罰則は今ほど厳しいものではなく、例えば、酒気帯び運転の場合は3か月以下の懲役または5万円以下の罰金、行政処分も違反点数は6点だったそうです。

2007年には、酒を飲んでいると知りながら運転をさせた、また車を運転すると知って酒を提供すると罰則の対象になりました。更に2009年には違反点数が大きく引き上げられました。公道を使用し、商いを行なっている私たちトラック運送事業者1人1人が、

“乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者”
このスローガンを脳裏に刻み込み、飲酒運転0を目指さなくてはなりません。

私は30代から現在の会社に入り、現在は人事労務部という立場で、この運送業界に携わっております。すべての運送会社で、業務前・業務後にアルコール検知器にてドライバーのアルコールチェックをしておりますが、昔はアルコール検知をするとアルコール検知器に引っかかってしまうドライバーがいました。もちろん飲んでペロペロだーというような状態ではなく、“えー少ししか飲んでないのに”とか“飲んだけど、そんなに飲んではおりません”とか、またアルコールの数値も0.04~0.05だったのですが、アルコールが0にならないと、会社としては出庫させることはできません。1時間以内で、アルコールが0になり仕事に出ていったのですが、会社に来るまでにもし事故を起こしていたらと思うと…すごく不安になりました。

また、10年ぐらい前にはアルコール検知器を不正操作、アルコールが残っているのにアルコールが残っていないように操作をし、ごまかしているドライバーがいました。随分そこではありませんが、どんな機械でもそれを不正に使用する人がいると考えさせられる出来事でした。

た。もちろん現在弊社で使用しているアルコールチェッカーでは不正操作はできません。

どのくらい飲めば、体内にアルコールが残ってしまうのか？またどの程度ならば飲んで翌日の仕事に差し支えない量なのか？その日の体調・体重などで人それぞれ千差万別ですが、ビールで例えると500ml・日本酒では1合180ml・ワインではグラス2杯200mlで1単位となり、1単位の分解速度は4時間かかるといわれております。

例えば、ドライバーが自宅で晩酌し飲酒する場合は、翌日の出発時間から逆算して分解可能な量の飲酒で止めないと、翌朝になってもアルコールが残っている状態となります。

飲み会などで何杯も飲酒した場合でも、「よく寝たから大丈夫！」とはなりません。例えば、休日など飲み過ぎたなあと思ったときには、「絶対！運転はしない」ようにするなど注意が必要です。またアルコールが残ったまま運転することは犯罪です。一緒に飲んでいた人が飲んだまま車両を運転して帰ろうとした人に対して、止めなければならぬのです。職業ドライバーであればなおさら注意しなければいけません。

アルコールが残ったまま運転をすることは、ドライバーとしての職務を放棄していることと一緒です。もちろん飲酒をすれば気分が高まり楽しい気分になりますし、お酒はコミュニケーションを図る為のツールとして、お互いの距離を近づけるための大切なツールとも言えます。

但し自分のペースや体調を理解したうえで、翌日でも出勤であれば出勤時間を計算し飲酒して頂かなくてはなりません。

近年では、弊社のドライバーでアルコールを出すドライバーはおりません、やはり、ドライバー本人がアルコール運転は絶対にしない、“飲酒運転は犯罪！”ということが浸透してきたからだと思います。

ニュース等によれば、令和5年中の飲酒運転による交通事故件数は、2,346件で前年と比べて増加し、そのうち、死亡事故件数は、112件で前年と比べると減少しております。本来であれば0でなければならないのですが、0ではありません。

事業用トラックは、経済活動・国民生活に必要不可欠です。緑ナンバーのトラックが交通事故を起こすと、起こした会社のイメージが悪化し、荷主からの信用・信頼を失ってしまいます。

もしそれが飲酒事故であったら！！ドライバー1人の飲酒事故が、他のドライバーや所属している会社に、多大な損害をもたらすのです。その為、弊社は今後も緑ナンバー事業者として、飲酒運転は犯罪という事を社員1人1人に自覚してもらい、

“乗る人に 飲ませるあなたも 犯罪者”を脳裏に刻み込み、弊社のスローガンのひとつとして、飲酒運転撲滅に邁進していきたいと思っています。

ドライバー体験記

飲酒運転は犯罪！

(神奈川) 株大三ロジテック

有賀 秀樹





※※※技能講習情報※※※

技能講習は、下記の機関で行われています。

○フォークリフト技能講習

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
長崎クレーン学校 (あたと自動車学校)	長崎市	095-824-4910 http://nagasaki-crane.com/
新西海自動車学校	西海市	0959-27-0136 http://www.shinsaikai.com/fl_kousyuu.html
キャタピラー九州 長崎教習センター	諫早市	0957-25-3735 http://kyushu.jpncat.com/cmot_kyu/index2.html
島原フォークリフトスクール (島原自動車学校)	島原市	0957-62-5271 http://shimabara.co.jp
五島クレーン学校 (五島自動車学校)	五島市	0959-73-5590 http://gotoo-crane.com

○ショベルローダー等運転技能講習(長崎県内では実施している機関はありません)

実施機関名	所在地	電話番号 & ホームページ
陸災防佐賀県支部	佐賀市	0952-30-1601 http://www.rikusaibou-saga.jp/info.html

○はい作業主任者技能講習等 県内では「長崎クレーン学校」が実施

※その他、長崎クレーン学校で行われている講習

〒850-0945 <http://nagasaki-crane.com/>

フォークリフト
玉掛け
高所作業車
小型移動式クレーン

長崎市星取1丁目1-28

電話:095-824-4910

※ 陸災防福岡及び陸災防佐賀でも「はい作業講習」が開かれています。
(福岡 Tel:092-431-1604 佐賀 Tel:0952-30-1601)

※安全衛生教育（現在、長崎県内では実施している機関はありません）

- フォークリフト運転業務従事者安全教育
- 作業指揮者講習
- 積卸し作業指揮者に対する安全教育

すべて陸災防福岡県支部で行われています

まずは、各機関にお問い合わせください

陸災防福岡県支部
092-431-1604
http://www.rikusaibou-fukuoka.com/

※陸災防長崎県支部は、技能講習を行っていません。

修了証再発行業務も行っていない(受講履歴の問い合わせは可能です)



修了証明書(統合カード)を下記の機関で交付しています。

技能講習修了証明書発行事務局
〒108-0014 東京都港区芝5-35-2 Tel:03-3452-3371、3372 Fax:03-3452-3349

令和7年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について －労働安全衛生規則等が一部改正されます－

令和7年4月1日から、事業者が「労働者」に対して行う退避や立入禁止等の措置の対象者が、「同じ場所で作業を行う全ての作業員」に拡大されます。この改正により、以下の1、2の人（個人事業者、他社の労働者、資材搬入業者など、契約関係の有無は問わない）に対しても保護措置の実施が義務付けられます。

1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等

対象となる条文は、次の4省令において、作業場所に起因する危険性への対処（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）を規定する条文（労働安全衛生法第20条、第21条、第25条及び第25条の2根拠）です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において行う以下の措置の対象者を、「労働者」から「作業に従事する者」に拡大

- (1) 危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置
- (2) 喫煙等の火気使用が禁止されている場所における火気使用の禁止
- (3) 事故発生時等の退避

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（個人事業者、下請業者）に行わせる場合であって、立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、請負人（個人事業者、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知する措置が義務づけられます。

重 要 事 項

今回の改正における義務付けの対象ではありませんが、以下の(1)、(2)に示すような場面については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。

(1) 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面

（例）最大積載量2 t以上5 t未満で、テールゲートリフター（TGL）が設置されている貨物自動車でテールゲートリフターで荷の積卸しを行うとき。

(2) 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面

（例）最大積載量が2 t以上の貨物自動車で荷を積み卸す作業を行うときの、昇降設備の設置。

注 意 事 項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。

しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

陸運と安全衛生 No.673

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる個人事業者等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。

三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

周知は以下のいずれかの方法で行ってください。

周知内容が複雑な場合等は、(4)以外の方法で行ってください。

- (1) 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
- (2) 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
- (3) 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
- (4) 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、個人事業者が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

[参考]個人事業者等の安全衛生対策について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03_00004.html

【新連載】（第1回） 荷役労働災害防止コンサルティング実施診断結果における指導内容について

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 安全管理士

陸災防では労働災害を発生させた陸運事業場等に対して、安全管理士による「荷役労働災害防止対策コンサルティング事業」（以下「コンサルティング」という。）を行っています。本連載では、実施したコンサルティングの内容等を紹介し、貴事業場における労働災害防止対策の参考にしてください。

1 コンサルティング実施事業場

- (1) 実施事業場：陸運業 従業員20名
- (2) 実施時期：7月
- (3) 被災者：運転者／50歳／経験年数20年
- (4) 車両：ウイング車／積載量5 t 以上
- (5) 着用保護具：保護帽、ゴム引き軍手、安全靴

2 ヒアリングの内容

(1) 災害状況

荷卸し先での積荷の荷解き作業の手伝い。天候は雨。同僚の車の積荷（高さ2m）の上での作業を終え、後ろ向きに降りる際、積荷を覆った雨養生ビニールで足を滑らせて踏み外し、足場代わりに開いて固定したアオリの上まで落ち受傷。さらに地面まで落下して左大腿骨を骨折した（休業3か月）。

(2) 災害の原因

- ・積荷を覆ったビニールが雨で濡れていた。
- ・足元の確認がおろそかであった。三点確保ができていなかった。

(3) 現場で行われていた安全対策

- ・荷台上での作業に当たっては、荷主のルールを守り、足場確保のためアオリを開いてダンプキャッチから専用ロープで水平に支え、固縛・荷解きの足場としていた。
- ・複数台で納入する場合は、荷卸し場での同僚車両の作業手伝いは常態化しており、現場での差配は運転手に任せていた。

(4) 安全管理の状況

- ・安全衛生推進者を選任していない。
- ・荷役災害防止のための担当者を選任していない。
- ・作業応援という共同作業（複数人作業）に当たり、作業指揮者を選任していない。
- ・運転者への教育指導は、国土交通省の定める「法定12項目」を実施している。
- ・他社の事故の都度、荷主から得た情報を乗務前・乗務後点呼、朝礼等を通じて従業員に通知し注意喚起をしている。
- ・作業手順書は作成していない。長年同一の業務を繰り返してきた古参従業員がおり、

中途採用の運転者に対しては古参運転者が配送先別に一週間程度横乗りを行って指導している。

- ・事故災害が発生した場合、荷主へ報告するのみで、自社従業員への防止対策は作成していない。荷主との協議会で事故災害防止対策が指示されるので、その内容を従業員に指示し、また、自社の事故対策として記録している。

3 指導・助言事項

- (1) 安全衛生推進者を選任し、自社の安全管理体制を明確にすること。
- (2) 作業手順書を作成し、指導教育に当たっての記録を作成すること。
- (3) 荷役ガイドラインに記載されている「労働者の遵守事項」を「法定12項目」の教育に織り込んで、荷役作業の安全についても定期的かつ継続的な指導・教育を行うこと。
- (4) 荷卸しにおける作業応援は運転者に一任されているが、指揮命令系統を明確にして安全を確保するため、事前に指揮者を選任しておく。または、現地で指揮者を選任してから作業に従事させること。

4 コンサルティングを終えて

- (1) 今回は、陸運事業者が荷主の輸送部門のように取り込まれ、何もしなくても荷主が安全の関係では全てを取り計らってくれていますが、その目的は荷主の輸送（納入）の作業品質（安全を含む）の確保にあると思われます。これに取り込まれて自身の問題を提起する力や解決する力が損なわれてしまわないよう、指示された事項をそのまま流すのではなく、災害防止に向けたアレンジを加える取組も必要と思われます。
- (2) コンサルティングでは、指導・助言した事項について、その後の対応状況を「対応済み」「検討する」いずれかの連絡をいただくことになっています。時間を要するかもしれませんが、できるだけ全て「対応済み」となっていたきたいと願っています。

災害事例
と
その対策

よろめきによる転倒・墜落災害を防ぐために！

はじめに

体力を構成する握力、瞬発力、持久力、平衡性、敏捷性、柔軟性の中で、高齢化によって、最も機能の低下が著しいのが平衡性です。平衡性は、小脳が身体の直立姿勢や平衡を維持しますが、40歳代から退行変性（いわゆる老化現象）が始まり、加齢とともにそれが加速します。つまり、労働者の高齢化が進展していくと、身体のバランスを失って転倒や墜落する災害も増加してきます。

今回は、トラック荷台上における高齢者の転倒災害について、荷役労働災害防止対策コンサルティングを実施した内容を紹介します。

- 1 事業の種類：一般貨物自動車運送業（事業場規模：50人以上100人未満）
- 2 発生月時：2月 午前11時頃
- 3 発生場所：鉄スクラップ取引先の屋内作業場（照明あり）
- 4 被災者：一般貨物自動車運送業営業担当者 54歳
- 5 傷病の程度：肋骨骨折、休業1月
- 6 災害発生状況（抄）

荷主先の構内において、10 t ダンプトラックに金属製の箱型スクラップの荷を積み込んだ。その後トラック運転手は、構内の出入口の高さ制限（地上から3.8m）を超えていないか、荷主構内にいた同社営業担当者（被災者）に確認を依頼した。被災者は墜落時保護用の保護帽を被りダンプのプロテクタハシゴから荷台の上に登った。そして、被災者は積まれたスクラップの上で高さを確認後、その上を移動する際、足を踏み外して転倒し、荷台のあおりの端で胸部を強打した。

なお、被災者は営業職のため、日頃はトラックの荷台に昇降することはないが、時にはトラック運転手の依頼により昇降することがあった。

7 コンサルティング内容

- (1) この事業場では、災害の発生後直ちに、
 - ①積み込む前に荷の高さを確認して、ト

ラックの荷台には昇降しないこと、②やむを得ずトラックの荷台に昇降して荷の高さを確認する場合は、荷のスクラップの形状が日によって様々であり、その状況を分かっている運転手が確認すること等の対策が実施されました。

今後の課題としては、②の場合、具体的にどのような対策を取るかですので、「やむを得ず、荷（スクラップ）の上を移動する場合には、1人KY活動で『足元ヨシ！』の指差し呼称を行い、踏み面の凹凸を確認しながら歩行する」よう指導をしました。

- (2) 高年齢労働者には、厚生労働省作成の「転倒等リスク評価セルフチェック票」（特に、閉眼片足立ち）を活用し、自らのよろめき・転倒のリスク状況を客観的に把握することにより、足元確認を確実に行う効果が期待できることを教示しました。

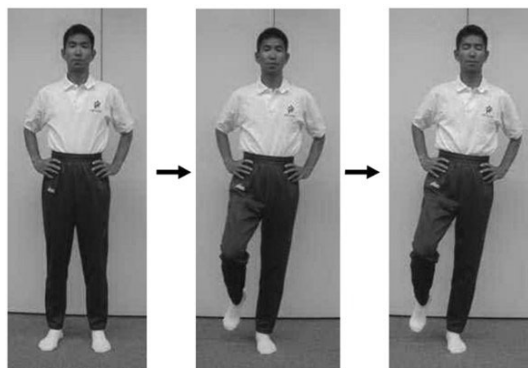
厚生労働省「転倒等リスク評価セルフチェック票（抜粋）」

④閉眼片足立ち（静的バランス）

あなたの結果は 秒

下の評価表に当てはめると → 評価

評価表	1	2	3	4	5
(秒)	～7	7.1 ～17	17.1 ～55	55.1 ～90	90.1～



【参考】平衡性を維持している小脳をトレーニングする方法は、新潟大学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科のYouTubeなどで紹介されています。

<https://www.youtube.com/watch?v=vONGFuJ2E9E>

九州トラック交通共済ご加入のおすすめ

九州トラック交通共済は、組合員の皆様のご支援を賜り、経営基盤を確立してまいりました。そして、相互扶助に基づく協同組合の精神を事業運営の根本において、これからも多くの組合員様に事業の利用や運営にご参加いただき、共済の輪を広げていきたいと考えております。自動車共済をご検討の事業者様は是非ご相談ください。

九ト交協の取扱商品

自動車共済

～対人・対物・搭乗者・車両共済の4商品と納得の割引制度～



最大70%の優良割引

デジタコ搭載車は2%割引（対人共済・対物共済）

掛金を一括で支払うことによる一括払割引

一括払額	一括払割引率
100～300万円未満	2%
300～500万円未満	3%
500万円以上	5%

事業用車両5台以上のご加入で一括契約割5%

契約台数に応じた多数契約割引！！

契約車両数	多数契約割引率
10台以上～29台以下	2%
30台以上～69台以下	4%
70台以上～99台以下	6%
100台以上～149台以下	8%
150台以上	10%

※新たにご加入の場合、他の損害保険会社等で適用されている割引を引き継ぐことができます！！

自賠責共済

～長崎県下10社の代理店～

損害保険

～運送業者貨物賠償責任保険等、事業を取り巻く様々なリスクに対応～

九ト交協の充実の制度

事故防止活動

～事故防止のことはおまかせください～

- ◆各事業所様のご希望を事前に伺い、教材を使用しながら事故防止の個別講習
- ◆初任運転者・事故惹起運転者への特別指導講習 ◆事故防止DVDの貸し出し
- ◆講習による事業者様のGマーク取得支援活動



利用分量配当

～支払いの実績により配当金があります～

組合の決算の結果、剰余金が得られた場合にお預かりした掛金とお支払いした共済金から利用分量配当を算出して契約組合員に配当します。（配当にあたり事業年度中の損害率など一定の条件があります。）



安心のロードサービス

～故障時の搬送費用も対象です～

ご契約車両（構内専用車、2輪車、原動機付自転車、特殊車両を除く）が事故故障により自走不能となった場合、最大50万円（一部自己負担金あり）のレッカー搬送費用を負担いたします。



九州トラック交通共済協同組合 長崎支所

長崎県佐世保市崎岡町853番地22 グレースN C棟202号室
TEL：0956-87-0083（担当 田崎）

ご不明な点がございましたら
ご遠慮なくお問合せください。

～自動車共済～ INFORMATION

■ 車両共済にご加入されると安心です

車両共済について

共済契約車両が衝突・転落・火災・盗難など、偶然な事故によって損害を被った場合に、共済金をお支払いします。

～主な補償内容～

車同士の衝突



電柱などと衝突



飛び石などの飛来物



当て逃げ



火災・爆発



台風・洪水・高潮



転覆・転落



盗難



こんなときに役に立ちます

CASE 1

■ 事故に関する修理費用



先日国道をまっすぐ進んでいた時に、コンビニから出てくる車にぶつけられました。当然相手から修理費用を全額補償してもらえると期待して、うちの会社にも過失が2割あるといわれて、その分の修理費用を支払ってもらえませんでした。これまで、車両共済の加入はしていなかったけど、更新手続きのときに車両共済に加入していたので共済を使って修理ができた助かりました。

CASE 2

■ スムースに相手から賠償金が支払われない場合



この間、居眠り運転でセンターラインオーバーしてきた車と衝突して大切なトラックが大破してしまいました。相手が賠償してくれると思ってたら、保険に加入していないし、すぐには高額な修理費用の支払いはできないってことで困り果ててました。組合に相談したら、「車両共済に加入しているから修理費用の支払いができる」ってことで、高額な修理費用の悩みがなくなりました。

車両共済のご加入についてぜひご検討ください！！

九州トラック交通共済協同組合

諫早トラックステーション ご案内

ISAHAYA TRUCK STATION

★客室 全室バス・トイレ・エアコン・テレビ付



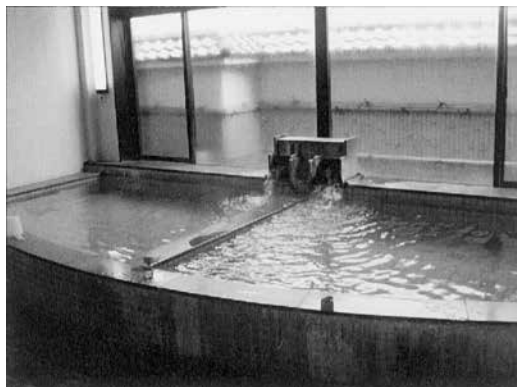
シングルルームで広めの部屋もご用意しております
宿泊料金

- ・一般 8,000円(税込)
- ・諫早TS会員 6,000円(税込)「朝食付」
(入会金 500円)
- ・トラック協会会員 4,500円(税込)

チェックイン 15時(24時間受付)

チェックアウト 翌10時

★大浴場 ミネラルバランスのとれたお湯でリフレッシュできる大浴場です！



- 料金 大人 520円(税込)「小学生以下無料」
- ご利用時間 12時～22時まで(冬季10月～4月)
9時～22時まで(夏季5月～9月)

★シャワールーム(女性専用)

- 料金 100円で7分間
- ご利用時間 12時～22時まで

★レストラン 安くてボリュームたっぷりのお食事をお楽しみください！



7時～20時30分までご利用できます

(オーダーストップ 20時)

※土・日曜日のみ14時30分(オーダーストップ 14時)

主なメニュー

- 長崎ちゃんぽん……………900円(税込)
- トルコライス……………1,350円(税込)
- かつ丼……………980円(税込)
- 中華飯……………900円(税込)
- トンカツ定食……………1,350円(税込)
- カツカレー……………1,050円(税込)

各種定食・丼物・中華など豊富に
取り揃えております

★施設内容

運行管理センター・レストラン81席・宿泊室22室・大浴場・休憩室

女性用シャワー室・自動販売機コーナー・コインランドリー(24時間営業)

駐車場

大型トラック(トレーラ含)・・・40台

中型トラック……………5台

小型トラック・普通自動車……………29台

アクセス

諫早駅より長崎方面へ約3km

(34号線貝津団地入口)

〒854-0063 諫早トラックステーション

長崎県諫早市貝津町1051-12

TEL 0957-26-8228 FAX 0957-26-8236

教材用DVD貸出申込一覧表

当協会では、トラックドライバーの安全教育に役立つよう下記のとおり教材用DVD等を用意しております。職場内研修等には是非ご活用ください。(貸出中の場合がありますので事前にお問い合わせください)

《申込先》(公社)長崎県トラック協会(担当 本村、佐藤) TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

➡ご希望の教材に○印をお願いします ※★は新たに追加したDVDです

分類	○印欄	No.	題 名	時 間	メディア	貸出可能数
ドライバー教育		1	初任運転者のためのトラックの安全運行 第1巻 ～トラックドライバーの心構えと心得～	21分	DVD	3
		2	初任運転者のためのトラックの安全運行 第2巻 ～トラックの構造的特徴と安全運転～	18分	DVD	3
		3	初任運転者のためのトラックの安全運行 第3巻 ～心と体と安全運転～	21分	DVD	3
		4	初任運転者のためのトラックの安全運行 第4巻 ～危険予測運転の基本～	21分	DVD	3
		5	中型貨物車の安全知識	26分	DVD	1
		6	大型トラックの安全運転	18分	DVD	2
		7	大型貨物車の安全運転	38分	DVD	2
		8	エコドライブで安全運転 ～省エネ運転のススメ～	22分	DVD	2
		9	ヒヤリをなくして安全運転 ～ヒヤリハット報告検討会の記録～	22分	DVD	2
		10	トラック運転者のための安全運転のポイント	30分	DVD	1
		11	巻き込み事故 トラックの左折と死角	54分	DVD	1
		12	ドラレコ映像で学ぶ！事故の原因と対策	52分	DVD	1
		13	ドライブレコーダーからの警告！	25分	DVD	1
		14	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル	26分	DVD	1
		15	安全なプロトラックドライバーを育てるマナーとモラル(応用編)	29分	DVD	1
		16	大丈夫ですか？高速道路の落下物	18分	DVD	1
		17	絶対にダメ！飲酒運転	21分	DVD	1
		18	高齢者を交通事故の被害者としないために！		DVD	1
		19	その時あなたにできること ～交通事故現場における応急救護処置～	20分	DVD	1
		20	目指せ！危険物輸送のスペシャリスト～移動タンク貯蔵所の安全対策～		DVD	1
		21	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ①一般道路編	22分	DVD	1
		22	運転中自然災害が…地震・雨・雪道での危険回避 ②高速道路編	20分	DVD	1
点検整備・運行管理		23	日常点検及び雪道対策(大型トラック編・小型トラック編)		DVD	6
		24	大型トラック・バス 車輪脱落防止のための正しい車輪の取扱いについて	27分	DVD	2
		25	トレーラ日常点検	15分	DVD	1
		26	トレーラ定期点検整備のすすめ より安全なトレーラ運行を目指して		DVD	1
		27	運行管理者の責務と職務 ～安全輸送は私が守る～		DVD	1
		28	一人で行える日常点検	17分	DVD	1
		29	やっていますか安全点呼	18分	DVD	1
		30	確実な点呼の実施方法 確認内容および留意点について	30分	DVD	2
		31	★ストップ！車輪脱落事故 ～タイヤ交換作業の手順と方法～		DVD	2
健康管理		32	事業用運転者における睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニングの重要性		DVD	1
		33	睡眠時無呼吸症候群の早期発見、早期治療	24分	DVD	1
		34	熱中症はこわくない！	30分	DVD	1
		35	受けよう、活かそう！ストレスチェック	15分	DVD	1
その他		36	引越の達人になろう		DVD	6
		37	上手な引越のコツ教えます		DVD	1
		38	交通事故0を目指して ～第42回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		39	交通事故0を目指して ～第43回全国トラックドライバーコンテスト～		DVD	1
		40	全国トラックドライバー・コンテストマニュアル ～運転技能・整備点検編～	20分	DVD	6
		41	もしもトラックがとまったら		DVD	1
		42	走れ！風になって未来へ～そして若者はトラックドライバーになった～		DVD	1
		43	未来への道 ～トラックドライバーからのメッセージ～		DVD	1

事業者名		※貸出確認 本	※受付
担当者名	TEL: — —	※返却日 /	
貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (最大2週間)	※返却確認 本	

(※の欄は記入しないでください)

- 帳票類注文表 -

(公社)長崎県トラック協会 宛

FAX:095-839-8508

注文日: 令和 年 月 日

注文部数をご記入ください

No.	品名	単位	会員価格(円) (消費税10%込)	注文部数	備考
1	運転日報(基本タイプ)	1冊(100枚)	198		
2	運転日報(応用タイプ)	1冊(100枚)	374		
3	乗務日報(B5)	1冊(100枚)	352		
4	日常点検表(トラック・黄緑色)	1冊	660		
5	日常点検表(トレーラ・黄色)	1冊	781		
6	点呼記録簿(B4・中間点呼あり)	1冊(100枚)	363		
7	点呼記録簿(A4)	1冊(100枚)	242		
8	定期点検整備記録簿(B5・3枚複写 2年間用)	1冊	264		
9	車両管理台帳(A4・ピンク色)	1冊	286		
10	整備管理者選任届(通常3枚1セット)★	1枚	33		
11	運行指示書	1冊(50セット)	550		
12	運転者台帳(B5)	1冊(50枚)	660		
13	運転者台帳(B5・1枚)	1枚	14		
14	車両別輸送実績表(B4)	1冊	792		
15	作業指図書	1冊	176		
16	事故報告書(1セット)	1セット	290		
17	事業報告書・事業実績報告書★	4部(1セット)	495		
18	※ チャート紙	KM26-120-2C	M24-120K	1個	880 (R7.4~)
	ご希望品番に注文数をご記入ください	L7-120	L7-140		
		その他 ()			

※小芝記録紙製チャート紙の在庫がなくなり次第、日本記録紙製のチャート紙へ移行いたします(仕様は同じ)

受領方法 ☐ 協会にて受け取り(月 日 来協予定) ☐ 送付希望

事業者名			
フリガナ 担当者名	TEL		
	FAX		
帳票類送付先	☐ に✓して下さい ☐ 会員名簿住所へ送付 ☐ 会員名簿以外の住所へ送付 〒 -		
請求書送付先	〒 - *上記送付先と異なる場合はご記入ください		

※午後からのご注文は翌日発送となる場合があります。

※在庫状況によりお届けまでにお時間をいただくことがあります。

※運行管理者選任届の販売は終了しました。

長崎県トラック協会ホームページに九州運輸局のホームページのリンク先を掲載しております。
 "長崎県トラック協会ホームページ"→"会員用コンテンツ"→"九州運輸局HP・該当ページ" より
 ダウンロード可能な帳票

★運行管理者選任届 ★整備管理者選任届
 ★事業報告書・事業実績報告書

【お問い合わせ先】
 〒851-0131 長崎市松原町2651-3
 (公社)長崎県トラック協会(担当:本村)
 TEL:095-838-2281 FAX:095-839-8508

以下協会使用欄

受付印	担当	
	確認	

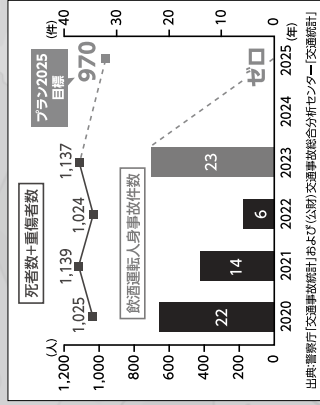
合計金額	入金日
	

4月10日※・9月30日は事業用トラックの

交通事故

ゼロ

を目指す日です！



事業用トラックによる悲惨な交通事故は後を絶たず、死者・重傷者数は増減を繰り返し、飲酒運転による人身事故は急増しています！

交通事故ゼロの実現に向けて！ 安全運転の確保に努めましょう！

※統一地方選挙の実施に伴い5月20日となる場合があります



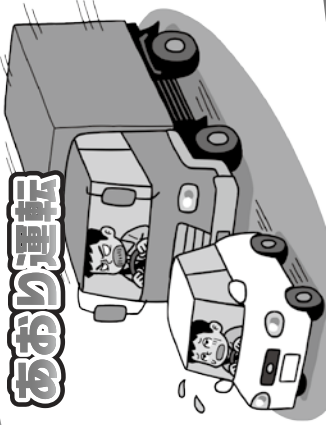
公益社団法人
全日本トラック協会

都道府県トラック協会

目指せ
交通事故
ゼロ

こんな運転は厳禁です！

あおり運転



交通の危険をおそれを生じさせた場合

3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
違反点数 25点 免許取消 (欠格期間 2年)

著しい交通の危険を生じさせた場合

5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
違反点数 35点 免許取消 (欠格期間 3年)

運転中に通話や画像注視した場合

6か月以下の懲役又は10万円以下の罰金
違反点数 3点 反則金(大型車) 2万5千円

交通の危険を生じさせた場合

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
違反点数 6点 直ちに刑事手続きへ



ながらスマホ

速度超過等



とくに高速道路では、大型トラック及び車両総重量8トン以上の中型トラックの最高速度が時速90キロに引き上げられました*が、不正改造(リミッター解除)などの違法行為は絶対にやめましょう。

また、車両通行帯違反(右側車線を走行し続ける)や、車間距離の不保持といった危険な運転は、ドライバーの地位向上に反する行為です。

安全運転と適切な車両整備を徹底してください。

※車両をけん引するものを除く

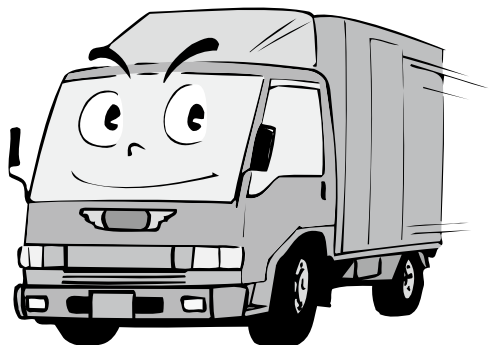
※実際の道路標識等の最高速度が優先

運転マナーを遵守しよう！ ベトボトル等のゴミのポイ捨てはやめましょう！

トラック運転に関する安全対策(危険運転、スピードリミッター不正改造等)、車体対策(アイドリングストップ、燃費等)については意見をお記してお願います。

全日本トラック協会
「に意見・情報提供について」
<https://jta.or.jp/jppan/malbox.html>





予知する目

死角に注げ

何度でも

(岡山) 株風物流

春木 美恵子

(全国トラック交通共済協同組合連合会 令和6年度事故防止対策標語優秀賞)



トラック憲章

1. わたくしたちは、貨物輸送を通じ、社会に貢献していることを自覚し、さらに輸送サービスの向上に努めます。
1. わたくしたちは、法令を守り、かつ、相互信頼に立って輸送秩序の確立に努めます。
1. わたくしたちは、交通事故をはじめ労災事故の防止に徹し、かつ、輸送公害の除去に努めます。
1. わたくしたちは、親切、誠実をモットーに、迅速、確実、かつ、安全な輸送に努めます。
1. わたくしたちは、業界の融和協調をはかり、社会的地位の向上に努めます。

(公社) 長崎県トラック協会

発 行 (公社)長崎県トラック協会
〒851-0131 長崎市松原町2651-3
TEL 095-838-2281
FAX 095-839-8508

印 刷 所 株式会社 昭 和 堂
諫早市長野町1007-2
TEL 0957-22-6000
FAX 0957-22-6690



「運ぶ」を究め、運搬と生産のなかで
ISUZU

もっと走れる 明日のために。

事故も、疲労も、故障も、未然に防いでいく。
この意識を徹底し、新しいGIGAは生まれました。
「運ぶ」という輸送本来のビジネスにおいて、
トラックに必要とされる様々なニーズを。
先進の技術やデジタルパワーで革新的に解決、低減し
より豊かな安心を生み出します。
ぜひなら、もっと走れる。いすゞなら、もっと走れる。
もっと走れる未来がある。
お客様のビジネスがもっと輝く明日を切り拓きます。

GIGA

いすゞ自動車九州株式会社

■ 長崎支店	〒851-0103	長崎市中里町1522番地1	Tel. 095-839-7500
■ 佐世保支店	〒859-3241	佐世保市有明町188番地1	Tel. 0956-59-3141
■ 島原営業所	〒859-1412	島原市有明町大三東乙84番地1	Tel. 0957-68-0500

Quon
人を想い、先を駆ける。
Innovation that puts people first.



UDトラックス株式会社

長崎 カスタマーセンター / 諫早市津久葉町99-47 TEL:0957-25-2342
佐世保カスタマーセンター / 佐世保市大塔町14-23 TEL:0956-32-4147
<https://www.udtrucks.com/ja-jp/home>



Going the Extra Mile



人を思う、次の100年へ。





日野プロフィア(大型トラック)



日野レンジャー(中型トラック)



日野デュトロ(小型トラック)

九州日野自動車株式会社

長崎支店 / 〒851-0133	長崎市矢上町53-1	TEL:095-839-3122 FAX:095-839-1837
佐世保支店 / 〒857-1161	佐世保市大塔町1979-24	TEL:0956-31-1161 FAX:0956-31-5565
島原支店 / 〒859-1415	島原市有明町大三東乙88-1	TEL:0957-65-9101 FAX:0957-65-9070

走るほどに、使うほどに、三菱ふそうの真価。



三菱ふそうトラック・バス株式会社 九州ふそう

長崎支店 / 長崎県小瀬戸町809-33	TEL:095-834-4661	島原支店 / 島原市前浜町乙62-1	TEL:0957-62-6110
佐世保支店 / 佐世保市大塔町8-5	TEL:0956-31-9311	諫早支店 / 諫早市小船越町571	TEL:0957-23-5588